

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年11月9日（水）13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

佐藤室長補佐、新井安全審査官、高木係長、塩唐松係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、川下企画調査官、丸山主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当14名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）の概要について、資料に基づき、以下のとおり前回からの変更点の説明があった。
  - 措置を講ずべき事項に定める要求内容と適合方針について
  - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要について
  - 敷地周辺の放射線防護について
  - 設計上の考慮について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメントを伝えた。
  - 引き続き、一時的運用及び本運用時の耐震クラスの設定に関して、地震により施設の安全機能を失った際の公衆への被ばく影響評価を説明すること。
  - 措置を講ずべき事項の各要求内容にかかる基本的な対応方針とその具体策を他申請の資料等を参考に、整理して説明すること。例えば、自然現象に対する設計上の考慮については、福島第一原子力発電所で想定される自然現象を網羅的に抽出した上で、それぞれの自然現象に対して第10棟が有する安全機能の重要度に応じた対策を示すこと。
  - 10-A棟、10-B棟が同一の建屋のように記載されているため、換気空調設備の系統概略図を見直すとともに、10-A棟の単独使用に際して、10-A棟と10-B棟とを隔てるダンパの状態を明示すること。
  - 第10棟における保管形態については、具体的な構成機器を明示した構造図などにより、固縛方法や床への固定方法及び配置等がわかる図も示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について
- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の保管容器構造強度評価

以上